

令和6年度農地中間管理事業活動方針

令和6年6月 公益財団法人香川県農地機構

1 本県農業・農村を取り巻く情勢とこれまでの取組経過

本県の農家1戸当たりの耕地面積は1.1haと全国平均3.1haに比べて零細であり、ほ場整備率も全国平均の6割程度の39.2%と低く生産基盤は他県に比べて非常に脆弱です。こうした状況の中、本県では恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、水稻と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や施設園芸等の集約的な経営など、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきました。しかしながら、近年、農業従事者の減少や高齢化の進行などを背景として、耕作条件の悪い中山間地域や島しょ部のみならず、比較的條件に恵まれている平坦部においても農地の遊休化が進み、耕地利用率は全国平均91.4%を下回る80.9%まで低下し、遊休農地の増加が懸念されています。一方、担い手への農地集積率は33.1%と全国平均59.5%(R4)に比べて低迷しています。

このため、今後は、効率的かつ安定的な担い手の確保・育成を図るとともに、これら担い手への農地集積をより一層加速化させることにより、本県農業を、将来にわたって持続的に発展可能な生産構造へと改革していくことが喫緊の課題となっています。

当機構は、平成26年3月に県知事から「農地中間管理機構」として指定を受けるとともに、市町をはじめ、農業委員会、JAなど関係機関・団体との密接な連携のもと、国の農政改革の柱である農地中間管理事業を積極的に推進し、地域農業の核となる認定農業者や新規就農者、集落営農法人をはじめとする担い手への農地の集積、集約化のほか、それら担い手の経営発展に必要な支援を総合的に実施するとともに、地域農業の振興を通じて遊休農地の発生防止や解消にも努めています。

2 令和5年度の取組実績

農地中間管理事業を推進するため、チラシや関係機関・団体の広報誌などにより、広報活動を行うほか、農業委員や農地利用最適化推進委員などを対象とした研修会等で制度の周知を行ってきました。

また、令和元年11月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が改正され、従来の配分計画方式に加え、貸借が同時に行える一括管理方式もできるようになったほか、令和2年4月からは農業振興地域以外でも中間管理事業が実施できるようになりました。このような制度の変更の的確に対応して、農地中間管理事業を円滑に進めるとともに、令和4年度に引き続き、農地集積専門員25名を14市町に配置して農業委員会や市町なども連携し、きめ細かなマッチング活動や「地域計画（人・農地プラン）」の作成・見直しに参画してきました。

令和5年度において、香川県農地機構が借り入れた面積は646.3ha(前年対比105%)、当機構を通じた担い手への転貸面積は673.5ha(前年対比105%)と前年をやや上回ることとなりましたが、そのうちの非担い手から担い手に新たに貸借された面積は280ha(前年対比99%)と、前年を下回ることとなりました。また、再貸付面積25.8ha、移転面積27.7ha、期間満了面積223.0ha及び解約面積95.7haの事務処理を行いました。

3 令和6年度推進目標

香川県が令和5年4月に改正した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、認定農業者、集落営農組織等の地域の核となる担い手を育成するとともに、令和12年(2030年)までに農地の集積・集約化を促進し、担い手への集積率67%程度を実現するため、令和6年度の集積目標面積を1,270haとしています。

① 農地の貸借

区 分		件数 (件)	貸借面積 (ha)	備 考
賃 貸 借	借 入	2,000	605	
	貸付(転貸)	1,000	605	
使用貸借	借 入	2,300	675	10ha 保全管理
	貸付(転貸)	1,400	665	
合 計	借 入	4,300	1,280	
	貸付(転貸)	2,400	1,270	

② 農地の売買

区 分		件数 (件)	売買面積 (ha)	備 考
買 入		30	9.0	
売 渡		30	9.0	

4 令和6年度重点推進事項

機構では、これまでの課題を踏まえて、令和6年度において重点的に取り組む事項を次のとおり定めるとともに、市町をはじめ関係機関・団体との密接な連携のもと、「地域計画」の作成に積極的に参画することにより、地域の合意形成の場やリーダーを活用した効率的な農地集積・集約化の推進を図ることとしています。

- ① 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施
- ② 農業委員や農地利用最適化推進委員との連携強化による円滑な事業の実施
- ③ 農地の受け手となる担い手の視点に立った農地集積・集約化の促進
- ④ 「地域計画」の作成への参画
- ⑤ 担い手の面的集約の加速化
- ⑥ 重点実施区域における耕作条件の改善等による利用集積の促進
- ⑦ 遊休農地の解消活動の支援

5 重点推進事項の具体的な取組内容

① 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施

- ・ポスター掲示やチラシ、新聞等のマスメディアを活用してPR活動に努めます。
- ・市町等関係機関の広報誌等を活用して、制度の周知を図ります。
- ・農業委員会等が主催する研修会等へ積極的に参加し、より一層、制度の周知活動を行います。

② 農業委員や農地利用最適化推進委員との連携強化による円滑な事業の実施

- ・農業委員や農地利用最適化推進委員との連携を強化し、新規の掘り起こし活動や再設定の手続きなどを円滑に実施してまいります。
- ・新規就農者等に対する就農相談活動や農地のあっせん活動を農業委員会と一体的に行うなど、就農の促進に向けた支援を強化します。

③ 農地の受け手となる担い手の視点に立った農地集積・集約化の促進

- ・農業経営の発展に向けたアドバイスを行いながら、農地集積・集約化を促進します。
- ・経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、(一社)香川県農業会議や県農業改良普及センターと連携し、毎月、経営戦略に向けた会議を開催します。
- ・機構を通じて地域でまとまった農地を借り受けるなど、集落営農組織の法人化を支援するとともに、組織の規模拡大を図ります。

④ 「地域計画」の作成への参画

- ・農業改良普及センターや市町、農業委員会、JA、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織と一体となって、地域での話し合い活動を活性化させ、将来の農地の効率的かつ総合的な農地利用の姿を示した目標地図の作成に協力します。

⑤ 担い手の面的集約の加速化

- ・地域集積協力金等を活用するなど、地域の話合いに基づいて農業者の合意形成を図り、担い手ごとの農地の集積・集約化を進めます。
- ・担い手間で農地を交換するなど、農地の面的集約を促進します。

⑥ 重点実施区域における耕作条件の改善等による利用集積の促進

- ・県、市町、土地改良区等との連携を密にして、受益者の同意や負担を求めない土地基盤整備等の活用に向けて取り組みます。
- ・機構が主体となって簡易な基盤整備などを実施するとともに、農地の維持管理のための省力化を支援するなど、きめ細やかに耕作条件の改善に取り組めます。

⑦ 遊休農地の解消活動の支援

- ・農業経営に活用できる遊休農地については、担い手とのマッチングを積極的に行い貸借に繋がるよう努めるとともに、市町農業委員会や地域の遊休農地再生の取組みを支援するなど、農地の集積・集約化と併せて遊休農地の解消活動の支援を行います。